

公益社団法人電気化学会 熔融塩委員会規約

- 第1条 (名称) 本会は「熔融塩委員会」(英文名 Molten Salt Committee. 略称 MSC)と称する。本会の事務局を大阪府池田市緑丘 1-8-31 産業技術総合研究所関西センター内に置く。
- 第2条 (性格・目的) 本会は熔融塩および高温化学に関心のあるものの集まりで、相互の知識を交流し、当該科学・技術領域の進歩・向上に資することを目的とする。
- 第3条 (事業) 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。
1. 研究会(研究報告と討論等を含む)
 2. 文献紹介ならびに資料の配布
 3. 講演会およびその他の集会
 4. 見学会
 5. 熔融塩賞・熔融塩奨励賞の授賞
 6. その他、本会の発展に役立つと思われる諸事業
- 本会の事業年度は1月1日から12月31日までとする。
- 第3条の2 (事業等の承認) 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度開始の日の前日までに委員長が作成し、役員会の承認を得た後、電気化学会理事会に提出、決議を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 第4条 (会員) 本会の会員は個人会員(大学官公立研究機関等の研究者)と法人会員より成り、後者は原則として各事業所単位とする。
- 第5条 (委員) 個人会員は委員として、また、法人会員は細則に定める委員を選出し、本会事業に参画するものとする。なお、役員会を除くこれらの事業には委員から委任を得た者が代理として出席することができる。また委員は委員長の承認を得て、委員外の関係者ととも出席することができる。
- 第6条 (名誉委員) 本会に特に功績のあった委員を名誉委員にすることができる。
- 第7条 (会費) 会員は細則に定める入会金および会費(年額)を納付しなければならない。
- 第8条 (特定費用準備資金) 本会は公益認定法に定めるところに基づき、将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用特定費用準備資金を設置することができる。
- 第8条の2(総会) 総会はすべての本会委員をもって構成する。総会は次の事項を決議する。
1. 役員を選任又は解任
 2. 規約の変更
 3. 各事業年度の事業報告・決算報告
 4. 年会費の改訂
 5. 会員の除名
- 第8条の3 (役員会) 本会に役員会をおき、事業に関する職務を決定する機関として、それを執行する。
- 第9条 (役員) 本会には次の役員をおく。
- 委員長 1名
副委員長 1-4名
監事 若干名
編集委員長 1名
国際交流委員長 1名
幹事 若干名
- 第10条 本会には次の役員をおくことができる。
- 顧問 若干名
副編集委員長 若干名
- 第11条 (事務局) 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。
- 第11条の2 事務局には事務局長をおく。また、必要に応じて所要の職員をおくことができる。
- 第11条の3 (小委員会) 本会には役員会の承認により、特定の事業を行うための小委員会を設置することができる。小委員会の運営は細則により定める。
- 第12条 (任期) 役員および事務局長の任期は、原則として選任の日から2年間とするが、再任を妨げない。
- 第13条 (変更) 本規約の変更は、役員会の議を経て委員総会の議決を得たのち、本部理事会の承認を得るものとする。
- 附則 本規約は、昭和33年2月18日(設立日)より施行する。
- 昭和34年11月13日 一部改正
昭和48年2月20日 一部改正
昭和51年2月5日 一部改正
平成元年2月17日 一部改正
平成9年2月4日 一部改正
平成18年2月3日 一部改正
平成20年1月29日 一部改正
平成26年4月14日 一部改正(理事会承認)
平成31年2月15日 一部改正(理事会承認)
2020年2月12日 一部改正(理事会承認)